

平成 31 年 2 月 8 日

千葉県野田市における児童虐待事案への対応状況等

1. 事案の概要

- 平成 29 年 11 月、学校がいじめに関するアンケート調査を実施。父親から暴力を振るわれている旨の回答があったため、回答の翌日、学校から児童相談所に通告。児童相談所は即日一時保護を開始（12 月に解除）。
- 平成 30 年 1 月、父親からアンケートの写しを提供するように言われた学校は、個人情報であることを理由に提供を拒んだが、その後、父親が児童本人の同意書を持参したことから、市教委はアンケートの写しを提供。
- 同月、野田市内の別の小学校に転校。
- 平成 31 年 1 月 24 日、児童が自宅で死亡。

2. 文部科学省の対応

- 千葉県教育委員会及び野田市教育委員会に対して事実関係を確認。
- 市教委の対応は不適切であり極めて遺憾であると考え、市教委から詳細を聞き取るとともに今後の対応について指導を行うため、2 月 1 日、市教委に児童生徒課生徒指導室長を派遣。主な指導事項は以下の通り。
 - ・教委としても本事件についての検証をしっかりと行い、関係機関との連携も含め不十分な点を総点検するとともに、その結果を踏まえ再発防止策を講じるなど今後の対応改善に全力で取り組むこと
 - ・子供たちの心のケアにも十分配慮すること

3. 今後の対応

- 学校と児童相談所等の関係機関が連携し、実行ある取組が図られるよう、学校関係者等に対して、必要な対応の周知徹底を図る予定。
- 千葉県及び野田市における本事案についての検証結果等を踏まえ、必要な対応を行う予定。

千葉県野田市において女児(10歳)が虐待により死亡した事案の経緯等について

| | |
|------------|---|
| 平成29年8月 | 沖縄県糸満市より千葉県野田市へ転居 |
| 11月7日 | A小学校より野田市へ虐待通告(身体的虐待) 同日より児童相談所が一時保護開始 |
| 12月27日 | 児童相談所が、親族宅で生活することを条件に一時保護を解除 |
| 平成30年1月15日 | 野田市教育委員会が、本児の書いたアンケートのコピーを父に渡す |
| 1月18日 | A小学校からB小学校へ転校 |
| 2月26日 | 実父より、本児が書いたものということで、「お父さんに叩かれたといふのは嘘です」 等と書かれた手紙が児童相談所へ見せられる |
| 2月28日 | 児童相談所の援助方針会議で親族の体調不良等 により一時保護を検討したが、虐待の再発は認め られないこと等として、実父母宅へ戻すことを認める |
| 3月初旬 | 親族宅から実父母宅へ帰つて、実父母と生活を始める |
| 3月19日 | 児童相談所が本児と面談した際に、本児より、「手紙は父母らににより書かされたも のであるが、一緒に暮らしたいと思つていたことは本当」との話があつた |
| 平成31年1月7日～ | 小学校を欠席 |
| 1月21日 | 児童相談所から小学校へ連絡し状況確認 |
| 1月24日 | 本児死亡 |

【その後の対応】

○厚生労働省において、事案発生後、千葉県等から情報を収集するとともに、2月4日に千葉県、野田市よりヒアリングを実施。
○文部科学省において、2月1日に千葉県教育委員会、野田市教育委員会よりヒアリングを実施。

緊急総合対策の更なる徹底・強化について(ポイント)

平成31年2月8日 児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議

- 今般の千葉県野田市の事案を踏まえ、子どもの安全を最優先に、以下の事項について緊急点検を実施し、抜本的な体制強化を図る。また、そのための児童福祉法の改正法案の提出に向けて取り組む。
- 当該緊急点検の結果については、児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議において共有するとともに、本事案に関し、徹底的に検証・検討し、その結果を踏まえて、更なる対策に取り組む。
- 今すぐできること、今すぐやるべきことを徹底して洗い出し、今後の児童虐待防止対策につなげていく。

1 緊急安全確認

- 児童相談所において、在宅で指導しているすべての虐待ケースについて、1か月以内に緊急的に安全確認すること
- 全国の公立小中学校・教育委員会等において、今回のような虐待が疑われるケースについて、1か月で緊急点検すること
- 保護者が虐待を認めない場合、転居を繰り返す等関係機関との関わりを避ける場合等はリスクが高いものと認識すること。この場合、躊躇なく一時保護、立入調査する等的確な対応をとること

2 新ルールの設定

- 子どもの安全を第一に、「通告元は一切明かさない、資料は一切みせない」という新たなルールを設定すること
- 保護者が威圧的な要求等を行う場合には、複数の機関で共同対処すること。そのための、新たなルールを設定すること
- 学校欠席等のリスクファクターを見逃さない新たな情報提供のルールを設定すること

3 抜本的な体制強化

- 新プラン(2019年度～2022年度)に基づき、児童福祉司を2,020人程度増加等や子ども家庭総合支援拠点を全市町村に設置するなどの体制強化を進めること
特に、初年度(2019年度)について、児童福祉司を1,070人程度増加させるなど前倒しで取り組むこと
- 児童相談所の体制強化及び職員の資質の向上を図るために児童福祉法等の改正法案の今国会への提出に向けて取り組むこと
- 学校・教育委員会は、児童相談所や警察と虐待ケースの対応マニュアルを共有し、虐待発見後の対応能力の抜本的強化を図ること

児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検要領（各教育委員会及び学校）

1. 本点検の趣旨

本点検は、各教育委員会及び学校において、千葉県野田市において過日発生した小学4年生死亡事案（以下「本事案」といいます。）のような虐待が疑われるケースについて緊急に点検し、教育委員会・学校、市町村、児童相談所及び警察等の関係機関が連携して情報共有を図り、組織的に対応することを目的とする。

2. 点検対象

- 国公私立の幼稚園（認定こども園を除く）、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校（通信制課程を除く）、中等教育学校（通信制課程を除く）、特別支援学校、高等専門学校（第1学年から第3学年に限る）、専修学校の高等課程（通信制課程を除く）
- 都道府県教育委員会、市町村教育委員会

学校に報告を求める事項

- 対象児童生徒等

平成31年2月14日現在において、2月1日以降一度も登校していない児童生徒等

- 緊急点検の方法

平成31年3月8日（金）までの間に、以下のいずれかの方法により緊急点検を実施すること。
なお、2月1日以降に本通知による緊急点検に関わらず自主的に確認を行い、以下のいずれかの方法により面会できたものを含めて差し支えないこと。

- ・学校の教職員による面会
- ・教育委員会職員（SSW、指導主事、教育支援センター職員等）による面会
- ・その他関係機関（民生委員、児童委員、フリースクール職員等）による面会

- 緊急点検の結果報告

- ①面会できたかどうか
- ②面会できなかつた場合、その結果を市町村若しくは児童相談所又は警察に情報共有したかどうか、共有していない場合その理由
- ③面会できた場合、その方法、また、児童虐待の恐れがあるとしてその結果を市町村若しくは児童相談所又は警察に情報共有したかどうか

教育委員会に報告を求める事項

- 対象事案

- ・学校（※）・教育委員会からの児童虐待に係る通告等により要保護児童としての取扱いを受けた児童生徒等の保護者等から、当該児童生徒等に関して教育委員会に対して不当な対応を要求されたもの（平成30年度中の事案）
- （※）この事項における「学校」には、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園を含む。

- 緊急点検の結果報告

平成31年3月8日（金）までの間に、緊急点検を実施すること。

- ①対象事案の有無

②対象事案がある場合、その対応結果

③対象事案がある場合、児童虐待の恐れがあるとして市町村若しくは児童相談所又は警察に情報共有したかどうか

3. 緊急点検及び報告の要領

以下の流れによって回答する。

<高等専門学校以外の学校、教育委員会分>

① 学校においては、点検対象に該当する事案がある場合には、様式2に件数を記入し、所管する教育委員会、国公立大学法人、厚生労働省の専修学校主管課又は私立学校を所轄する都道府県若しくは特区認定を受けた地方公共団体に提出する。

なお、点検対象に該当する事案がない場合には、学校から様式2を提出する必要はない。

② 市町村（指定都市を除く。）教育委員会においては、所管の学校から提出された様式2に基づき様式1を記入し、都道府県教育委員会に提出する。都道府県教育委員会は都道府県立学校分も含めて集計した上で様式1に記入し、文部科学省に提出する。

③ 指定都市教育委員会、私立学校を所轄する都道府県、附属学校を設置する国公立大学法人及び厚生労働省の専修学校主管課においては、集計した様式1を文部科学省に提出する。

④ 特区認定を受けた地方公共団体においては、様式2を文部科学省に提出する。

⑤ 市町村（指定都市を除く。）教育委員会は都道府県教育委員会に対して、都道府県教育委員会、指定都市教育委員会、私立学校を所轄する都道府県、附属学校を設置する国公立大学法人は文部科学省に対して、記入後の様式2を提出する必要はない。

<高等専門学校分>

① 国立高等専門学校においては、点検対象に該当する事案がある場合には、様式2に件数を記入し、独立行政法人国立高等専門学校機構に提出する。独立行政法人国立高等専門学校機構においては、所管の学校から提出された様式2に基づき様式1を記入し、文部科学省に提出する。

② 公私立高等専門学校においては、点検対象に該当する事案がある場合には、様式1及び様式2に件数を記入し、文部科学省にそれぞれ提出する。

③ 独立行政法人国立高等専門学校機構は文部科学省に対して、記入後の様式2を提出する必要はない。

4. 提出期限 平成31年3月14日（木）

※学校及び教育委員会において、本事案に類似するような重大な事案を認知した場合は、直ちに市町村、児童相談所や警察等に通報するとともに、併せて期限を待たずに文部科学省にご連絡ください。
また、上記期日経過後も、文部科学省の支援が必要な場合は、速やかにご連絡ください。

5. 提出方法及び提出先

(1) 提出方法 以下の提出先へE-mailによる提出（添書不要）

(2) 提出先

<高等専門学校、高等課程を置く専修学校以外の学校、教育委員会分>

文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導室生徒指導第一係・生徒指導調査分析係
(メールアドレス s-sidou@mext.go.jp)

その際、件名は「【緊急点検（国公私別・都道府県・政令指定都市名）】」とすること。

<高等専門学校分>

文部科学省高等教育局専門教育課高等専門学校係
(メールアドレス senmon@mext.go.jp)
その際、件名は「【緊急点検（法人名）】」とすること。

<高等課程を置く専修学校分>

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室専修学校第一係
(メールアドレス syosensy@mext.go.jp)
その際、件名は「【緊急点検（高等専修学校）（国公私別・都道府県名）】」とすること

6. 留意事項

点検の結果、該当する事案を把握した市町村教育委員会においては、都道府県教育委員会の協力も得ながら、児童相談所、警察等の関係機関と連携し、学校に対して指導助言又は援助すること。

また、国立大学法人においても、児童相談所、警察等の関係機関と連携し、設置する附属学校に対して指導助言又は援助すること。